

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年2月5日認可した。

令和7年2月12日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横張地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中横田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南横内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大角・横内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山南1地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山南2地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東大熊地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道事業）南川西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北沖地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）香地池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）野神地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道事業）大通地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）空川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東大角地区
〃	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（農道事業）上沖2地区